

平成31年2月25日

第8回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第8回指宿市農業委員会会議録

- 1 平成31年2月25日(月) 午後1時30分 現地調査開始
午後2時53分 農業委員会開会
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3階会議室）

議事日程

- 報告第 1 号 農地法第18条第5項の規定による通知について
- 報告第 2 号 農用地あっせん申し出の取下げについて
- 議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について
(所有権移転分)
(利用権設定分)
- 議案第 2 号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について
- 議案第 3 号 農業振興地域整備計画の一部計画変更（用途区分変更・~~除外~~・~~編入~~）申出の意見決定について
- 議案第 4 号 「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について
- 議案第 5 号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について
- 議案第 6 号 農用地あっせん申し出について

その他

1 出席委員

農業委員

1 番 蓑 田 六 雄	2 番 松 下 芳 子	3 番 今 村 秀 一
4 番 德 留 清 幸	5 番 田 中 健 一	6 番 石 神 一 男
7 番 永 吉 正 文	8 番 井 元 清 八郎	9 番 菱 田 康 彦
10 番 井 手 康 則	11 番 奥 村 祐 樹	12 番 南 耕 太 郎
13 番 前 原 正 文	14 番 松 木 茂 久	15 番 澤 山 建 志
16 番 西 村 圭 史	17 番 桐 原 鈴 代	18 番 野 元 辰 雄
19 番 坂 元 一 彦		

農地利用最適化推進委員

20 番 中 崎 勇	21 番 内 藺 光 弘	22 番 上 拂 忠
23 番 小 村 亮 太	24 番 吉 永 鶴 男	25 番 生 川 裕 也
26 番 物 袋 唱 二	27 番 野 尻 三 彦	28 番 西 山 昭 二
29 番 濱 田 卓 郎	30 番 藏 藺 堅 志	31 番 塚 田 幸 美
32 番 西 村 久 則	33 番 前 川 祐 子	34 番 松 木 秀 人
35 番 中 川 久 雄	36 番 前 田 真 津 美	37 番 廣 森 修
38 番 鐘 撞 望		

1 小委員長

3 番 今 村 秀 一

1 欠席委員

なし

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長

主幹兼農地係長

農地係主査

農地係主査

主幹兼担い手振興係長

臨時的任用職員

富 永 敏 尚

堀之内 秀一郎

前 田 昭 市

森 裕 美 子

小 吉 建 治

下吹越 俊 幸

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局主幹兼農地係長

堀之内 秀一郎

1 開会	午後2時53分
事務局	ご起立願います。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。
議長	ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第8回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「4番委員」と「19番委員」を指名いたします。 早速議題に入ります。 報告第1号 農地法第18条第5項の規定による通知についてを議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第1号 農地法第18条第5項の規定による通知についての説明をいたします。議案書の1ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明)
議長	以下については、お目通しください。以上で説明を終わります。 ただいま事務局の説明のとおりであります。 次に、報告第2号 農用地あっせん申し出の取下げについてを議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	議案書の5ページをご覧ください。報告第2号 農用地あっせん申し出の取下げについて、ご説明いたします。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 取下げ理由につきましては、平成30年8月24日 第2回委員会議案第7号1番 売渡希望で承認された件でございますが、関連議案第2号3番でお示しのとおり、農地法第3条により所有権移転の許可申請をすることとなったためです。
議長	ただいま事務局の説明のとおりであります。 次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	議案書の6ページをご覧ください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 番号2番から4番につきましては、お目通しください。

議長

今回の所有権移転分につきましては、経営面積など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると思われます。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

ただいま事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち、所有権移転分について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分を議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についての説明をいたします。

議案書8ページから23ページになります。

今月の経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定についての利用権設定分は、1議案55件です。

内訳は、新規の利用権設定が47件、再設定が8件、合計面積は、120筆144,022㎡となっています。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下につきましては、お目通しください。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番と2番について、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定により、2番委員の退席を求めます。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号のうち、利用権設定分の1番と2番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の1番と2番については、
原案のとおり承認することに決定いたします。

（2番委員の復席確認）

次に、議案第1号のうち利用権設定分の3番と4番について、ご審議
願います。

これにつきましても、会議規則第25条の規定により、18番委員の
退席を求めます。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の3番と4番については、原案のと
おり承認することに、ご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の3番と4番については、
原案のとおり承認することに決定いたします。

（18番委員の復席確認）

次に、議案第1号のうち利用権設定分の5番について、ご審議願いま
す。

これにつきましても、会議規則第25条の規定を準用し、28番委員
の退席を求めます。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の5番については、原案のとおり承
認することに、ご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の5番については、原案の
とおり承認することに決定いたします。

（28番委員の復席確認）

次に、議案第1号のうち利用権設定分の6番から9番について、ご審
議願います。

これにつきましても、会議規則第25条の規定を準用し、31番委員
の退席を求めます。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員 議長	「なし」の声あり。 議案第1号のうち、利用権設定分の6番から9番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号のうち、利用権設定分の6番から9番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 (31番委員の復席確認) 次に、議案第1号のうち利用権設定分の10番について、ご審議願います。 これにつきましても、会議規則第25条の規定を準用し、37番委員の退席を求めます。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員 議長	「なし」の声あり。 議案第1号のうち、利用権設定分の10番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号のうち、利用権設定分の10番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 (37番委員の復席確認) 次に、議案第1号のうち利用権設定分の11番と12番につきましては、新規就農者ということで、担当地区の委員が営農状況等の調査を行っておりますので、担当委員の報告を求めます。
14番委員	14番委員にお願いします。 番号11番から12番につきまして、2月8日に、私と34番委員で調査を行いましたので、ご報告いたします。 申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。 申請人は、今回利用権設定をし、30aを超えることから新規就農者となりました。 オクラ22a、スナップエンドウ23aを栽培し、就農時の目標年間販売高は約350万円を目指しております。 申請人は、平成28年まで会社員として勤めていましたが、父が高齢となり、農作業が大変となってきたため、父の勧めで農業を始めました。昨年10月頃より準備を始め、12月頃から本格的に取り組んでいるそうです。現在は一人で農作業を行っていますが、繁忙期には両親が

	手伝ってくれるとのこと。農機具は、自己所有しているものと、両親が所有しているものを共同で利用するそうです。 今後は、今回借用した農地へ、ハウスの建設も考えているとのことでした。 なお、営農計画書を資料の１ページに添付していますので、ご参照ください。
議長	ただいま担当委員の報告のとおりでございます。 それでは、議案第１号のうち利用権設定分の１１番と１２番について、ご審議願います。
委員	ご質疑、ご意見はございませんか。
議長	「なし」の声あり。 議案第１号のうち、利用権設定分の１１番と１２番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第１号のうち、利用権設定分の１１番と１２番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第１号のうち、利用権設定分の１３番から１５番につきましても、新規就農者ということで、担当地区の委員が営農状況等の調査を行っておりますので、担当委員の報告を求めます。
１６番委員	１６番委員にお願いします。 番号１３番から１５番につきまして、２月６日に、私と３６番委員で調査を行いましたので、ご報告いたします。 申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。 申請人は、今回利用権設定をし、３０ａを超えることから新規就農者となりました。 枝豆２３ａ、メークイン 春５０ａ、秋５０ａ、赤キャベツ５５ａ、カボチャ１５ａを栽培し、就農時の目標年間販売高は約５０５万円を目指しております。 申請人は、 で家具製造の仕事をしていましたが、結婚を機に指宿へ移住し、妻の祖父母の家業である農業を始めました。現在は、祖母と一緒に農作業を行っています。農機具や資材等は、祖母より譲り受けたものを利用するそうです。また、申請者の実家も農業を営んでおり、日頃から手伝いをしていたため、農機具等の操作も問題ありません。 今後は、パプリカなどの新規作物の導入や制度資金を活用してハウス

	を建設するなど、意欲的に挑戦していきたいそうです。また、地元の消防団に入団するなど、今後、地域の担い手として育っていくことを期待しています。
	なお、営農計画書を資料の２ページに添付していますので、ご参照ください。
議長	ただいま担当委員の報告のとおりでございます。
	それでは、議案第１号のうち利用権設定分の１３番から１５番について、ご審議願います。
	ご質疑、ご意見はございませんか。
８番委員	営農計画において、赤キャベツが５反歩で３５０万円の販売計画となっています。私は相場を理解していないところですが、これくらいの金額になるのでしょうか。どなたかご存じの方は教えてください。
６番委員	契約栽培であれば、そのくらいの金額になるかもしれません。
	昨年の相場で、普通の早生キャベツが１反歩５０万円くらいまで上がりました。赤キャベツの場合は、契約し、小料理屋等が高値で買うことがありますので、考えられないことはないです。
８番委員	契約栽培の場合は、この販売計画もあり得るということですね。分かりました。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第１号のうち、利用権設定分の１３番から１５番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第１号のうち利用権設定分の１３番から１５番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第１号のうち、利用権設定分の１６番から２０番につきましても、新規就農者ということで、担当地区の委員が営農状況等の調査を行っておりますので、担当委員の報告を求めます。
	１０番委員にお願いします。
１０番委員	番号１６番から２０番につきまして、２月７日に、私と３０番委員で調査を行いましたので、ご報告いたします。
	申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。
	申請人は、今回利用権設定をし、３０ａを超えることから新規就農者となりました。
	オクラ８ａ、枝豆５ａ、ソラマメ１０ａ、スナップ１０ａを栽培し、

	就農時の目標年間販売高は約２００万円を目指しております。
	申請人は、理学療法士の仕事をしていたが、家庭菜園で野菜を育てるうちに農業へ興味を抱くようになり、妻の実家である指宿で農業を始めることとしました。妻は、看護師の仕事をしており、休日に農作業を手伝ってくれるそうです。
	また、義父が所有する農機具等を借用し、指導も受けることから特に問題ありません。
	なお、農業次世代人材投資事業への申請を行っており、５年後には年間販売高を５００万円にする計画を立てているそうです。
	最後に、営農計画書を資料の３ページに添付していますので、ご参照ください。
議長	ただいま担当委員の報告のとおりでございます。
	それでは、議案第１号のうち利用権設定分の１６番から２０番について、ご審議願います。
	ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第１号のうち、利用権設定分の１６番から２０番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第１号のうち利用権設定分の１６番から２０番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第１号のうち利用権設定分の２１番から５５番について、ご審議願います。
	ご質疑、ご意見はございませんか。
８番委員	確認させてください。４４番は１０ａ当たりの賃借料が２４，０１０円と今回の申請の中で一番金額が高いようですが、何か事情があるのでしょうか。
	また、４７番から５１番まで使用貸借権の設定になっています。
	これは何か理由があるのでしょうか。
事務局	８番委員のご質問について回答します。４４番の賃借料は、水代、つまり賦課金込みの金額のため、この価格となっているとのことです。
	４７番、４８番、５０番については、耕作が不便な農地で、担い手の確保が困難であることから使用貸借にされたとのことでした。
	４９番は貸人が借人の叔母で、５１番は貸人が借人の義父であるとのことでした。

議長 委員 議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。 「なし」の声あり。 議案第1号のうち、利用権設定分の21番から55番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号のうち利用権設定分の21番から55番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定についてを議題といたします。 これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。
小委員長	2月12日の転用調査時に、私と、29番、33番委員と、事務局2名の計5名で、現地聞き取り調査を行いましたのでご報告いたします。 申請に基づき、1番から6番について、現地確認と聞き取り調査を行った結果、いずれの譲受人も意欲的に営農に取り組んでおります。 1番から5番は売買、6番は親族への贈与による申請でございます。 5番については、破産した譲渡人の農地を、破産管財人が負債整理のため売却するもので、それを市内の観葉農家が買い受ける案件です。 なお、いずれの申請地も、面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響もないと思われます。 以上の案件に係る、農地法第3条第2項の各号の判断につきましては、別添の農地法第3条調書のとおりでございますが、全ての案件について、前述の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。 最後に、農地法第3条調書、位置図、字図につきましても、資料の4ページから17ページに添付してありますので、ご参照いただきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。 それでは、議案第2号についてご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員 議長	「なし」の声あり。 議案第2号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。

小委員長

よって、議案第２号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第３号 農業振興地域整備計画の一部計画変更 用途区分変更申出の意見決定についてを議題といたします。

このうち１番と２番につきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

まず番号１番ですが、目的は牛舎です。資料の１８ページをお開きください。

申請地は、 から北へ約１．２キロ行った農用地区域内農地で、東と南は農道、西は畑及び山林、北は農業用施設に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内農地ではありますが、不許可の例外である農業振興地域整備計画指定用途に該当します。

事業計画者は、畜産業を営んでおりますが、今回経営の規模拡大を図るため、既存施設に隣接する自己所有の申請地に、牛舎１棟を建築する計画です。

なお、申請地は、既存施設に隣接し、汚水処理等にも配慮することから、周辺農地に与える影響は軽微なもので、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号２番ですが、目的は農業用倉庫です。資料の１９ページをお開きください。

申請地は、 から南西へ２６０ｍ行った農用地区域内農地で、南は用悪水路、それ以外は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内農地ではありますが、不許可の例外である農業振興地域整備計画指定用途に該当します。

事業計画者は、農業を営んでおり、資材等を保管するための農業用倉庫を建築する計画ではありますが、既に事前着工していたことから、今回始末書が添付されております。

なお、申請地は自己の経営農地の一部で、既に排水対策も施されており、周囲の農地に与える影響は軽微なもので、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおり、小委員会では用途区分変更もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりでございます。

議長

委員
議長

それでは、議案第3号のうち1番と2番について、ご審議願います。
ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第3号のうち1番と2番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号のうち1番と2番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第3号のうち3番を議題といたします。

これにつきましては、前回の第7回農業委員会において継続審議とし、農業委員による全員調査を行ってから、改めて審議する旨の決定がなされております。

本日、農業委員全員及び担当地区の農地利用最適化推進委員で全員調査を行っておりますので、事務局に報告を求めます。

事務局

それでは、番号3について、資料の20ページをお開きください。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

事業目的は、農産物販売所の建築です。

先ほどの全員調査では、既存ハウスが利用できないか、あるいは自分で生産したものが販売所の要件を満たす量が生産できるのか等のご意見がありましたが、改めて皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

また、本委員会で承認後、農政課にて用途区分変更が許可された場合は、農地法第4条の転用許可申請を行うこととなりますが、本日全員調査も行っていることから、再度全員調査を行うことなく、小委員会による調査及び報告にて審議できるよう、併せてご審議くださいますようお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま事務局の報告のとおりであります。

それでは、議案第3号のうち3番について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

6番委員

この農地については、前回申請があった時は許可になったのでしょうか。その時は、どういう施設の配置になっていたのか、今回申請が出た形と同じ形で申請があったのか、教えてください。

議長

暫時休憩とします。

(休憩)

休憩前に引き続き会議を開きます。

6番委員の質問に対して、事務局から説明をお願いします。

事務局	前回の申請は、既存ハウスを店舗、隣の畑を駐車場にして、農産物販売所を経営するという申請でしたが、今回は既存ハウスとは別に店舗を新築し、ハウスは体験用の作物を栽培して利用するということでした。 また、今回は隣の畑を駐車場とする申請はございませんでした。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
8 番委員	休憩をお願いします。
議長	暫時休憩とします。 (休憩) 休憩前に引き続き会議を開きます。 議案第 3 号のうち 3 番について、農業委員にお諮りいたします。 本議案について、当委員会として用途区分変更を認める内容に同意しない委員の起立を求めます。
委員	(起立多数)
議長	起立多数と認めます。 起立している委員の皆様はご着席ください。 本議案については、農業振興上の理由と営農上の理由で、原案を承認しないことに決定いたします。 次に、議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定についてを議題といたします。 これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。
小委員長	これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。 申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。 まず番号 1 番ですが、転用目的は、車庫及び農業用倉庫です。資料の 21 ページをお開きください。 申請地は、XXXXXXXXXXから南西へ 140m 行った農地で、西は水路、それ以外は宅地に接しています。 農地区分・許可事項については、住宅等が連たんしている区域にある農地であることから、第 3 種農地の市街地内農地に該当いたします。 申請人は、農業を営んでおり、自宅に隣接する自己所有の申請地に、車庫と農業用倉庫を建築する計画であります。既に車庫は完成していることから、今回始末書が添付されております。 土地の形状については現状で、境界ブロックは設置済です。周囲に農地もないことから、営農への影響は軽微なものと判断されます。 また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

	次に番号2番ですが、転用目的は、農業用倉庫兼休憩所です。資料の22ページをお開きください。
	申請地は、 から南東へ570m行った農用地区域内農地で、東は公衆用道路、西と南は畑、北は市道に接しています。
	農地区分、許可事項については、農用地区域内の農地ではありますが、平成30年12月13日付で農業用施設用地として用途区分変更がなされていることから、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当いたします。
	申請人は、畜産業を営む法人で、既存の牛舎に近い自己所有の申請地に、農機具の保管場所と従業員の休憩所を兼ね備えた、農業用倉庫1棟を建築する計画です。
	土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。隣接する農地は自己の経営農地であることから、周辺農地に与える影響は軽微なものと判断されます。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。
議長	以上報告のとおり、小委員会では転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
	現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりでございます。
	それでは、議案第4号についてご審議願います。
	ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第4号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第4号については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定についてを議題といたします。
	このうち1番から3番につきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。
小委員長	これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。
	申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。
	まず番号1番ですが、転用目的は、一般住宅及び資材置場です。資料の23ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から南西へ250m行った農地で、東は宅地及び雑種地、西は里道、南は宅地、北は水路に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんしている区域にある農地であることから、第3種農地の市街地内農地に該当いたします。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅と資材置場を整備する計画です。

土地の形状については現状で、境界にはブロックを積む予定です。周囲に農地もないことから、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

なお、面積が一般住宅の転用の目安である500㎡を上回っていることから今回理由書が提出されております。

申請人は、食品加工会社に勤務しており、普段から業務車両で帰宅したり、業務用資材を持ち帰ったりすることが多く、どうしても広いスペースが必要であることから、小委員会ではやむを得ないと判断したところです。

次に番号2番ですが、転用目的は、一般住宅です。資料の24ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から南東へ470m行った農地で、東と西は畑、南は市道及び畑、北は宅地及び山林に接しています。

農地区分・許可事項については、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積み、隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号3番ですが、転用目的は、農業用倉庫及び集出荷作業所等です。資料の18ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から北西へ850m行った農用地区域内農地で、東と西は農道、南は畑及び市道、北は畑に接しています。

農地区分、許可事項については、農用地区域内の農地ではありますが、平成31年1月23日付で農業用施設用地として用途区分変更がなされていることから、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当いたします。

申請人は、主にキャベツ栽培を行う農家で、申請地の近隣に経営農地が多いことから、今回機械や資材を保管するための農業用倉庫と出荷作

	業を行う作業所等を整備する計画です。
	土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。
	以上報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりでございます。それでは、議案第5号のうち1番から3番についてご審議願います。ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第5号のうち1番から3番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第5号のうち1番から3番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第5号のうち4番を議題といたします。
	これにつきましては、本日、農業委員全員及び担当地区の農地利用最適化推進委員で全員調査を行っておりますので、事務局に報告を求めます。
事務局	それでは、議案第5号4番についてご説明いたします。資料の25ページをお開きください。
	申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、太陽光発電施設です。
	現地調査の際にもご説明いたしましたとおり、農地区分・許可事項については、第2種農地のその他の農地に該当いたします。
	申請人は、全国的に太陽光発電事業を展開している法人で、事業の規模拡大を図るため、今回申請地を取得し、新たに太陽光発電施設を整備する計画です。
	また、申請地に隣接する雑種地と一体利用し、総面積は約5,400㎡になる予定で、設置するパネルの枚数は約1,000枚になります。
	土地の形状については現状で、整地後に砂利を敷き周囲をフェンスで囲む予定です。設置するパネルの高さも最高で約1.5mであり、周囲に農地もないことから、営農への影響は軽微なものと判断されます。また、一般基準上の問題も特にないと思われます。
	皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長	現地調査の結果は、ただいま事務局の報告のとおりでございます。 それでは、議案第5号のうち4番についてご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第5号のうち4番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第5号のうち4番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第6号 農用地あっせん申し出についてを議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	それでは30ページをご覧ください。 議案第6号 農用地あっせん申し出の買受をご説明いたします。今月は、買受希望2件でございます。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 番号2につきましては、お目通しください。 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま事務局の説明のとおりであります。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	この「あっせん申し出」につきましては、事務局として、あっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。
事務局	それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げますので、30ページをお開きください。 番号1は33番委員と13番委員。 番号2は13番委員と33番委員。 同じ委員の組み合わせになりますが、主になる委員が異なります。 以上、事務局案として提案いたします。
議長	ただいま事務局案が発表されました。 それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。
委員	(各委員了解あり)
議長	それでは、議案第6号は、原案のとおり承認することとし、あっせん委員は、事務局案のとおり決定いたします。 本日の議題はこれで終了いたしました。

委員
議長

事務局

他にございませんか。

「なし」の声あり。

他になければ、その他に入ります。

その他について、事務局に説明を求めます。

それでは、その他についてご説明いたします。31ページをお開きください。

その他（議案書31ページを参照して説明）

1. 一時使用届出について

2. 2月の行事報告

3. 3月の行事予定等

4. その他

（1）農地「貸したい」「借りたい」総点検活動アンケート調査の実施方法等について

（2）2019年度農地転用等事務処理日程表及び転用調査当番表について

（3）農業者年金加入推進強化月間の実績について

（4）その他

議長
委員
議長

ほかにごございませんか。

「なし」の声あり。

ほかにはないので、本日の委員会に付議されました案件は、全て終了いたしました。

事務局

これをもちまして、第8回指宿市農業委員会を閉会いたします。

ご起立ください。

一同礼。

（閉会 午後5時3分）

指宿市農業委員会会長 蓑田 六雄

議事録署名委員 4番委員

議事録署名委員 19番委員